

災害事例
と
その対策
No.26

急ハンドルを切ったフォークリフトが横転、路面に投げ出される

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 55名
3. 被災者 商品管理者 男性25歳 経験4年
4. 傷病名 外傷性ショック死
5. 災害発生状況

- (1) 災害発生当日は、通常業務と年末の大掃除を行うことになった。始業時刻から災害発生までの間、荷受け作業は全くなく、プラットホーム所属の4名（責任者Aの他、B（被災者）とC、Dの作業員）は、大掃除を行っていた。
- (2) 被災者Bの所属部署は、「ホーム」又は、「テナント業務」と呼ばれ、運ばれてくる各テナント会社の商品を受け入れ、各テナント会社へ運搬する作業と、各テナント会社で仕上げ作業を終えて梱包された商品を、プラットフォームに集荷する作業を行っている。午前は主に荷受け作業、午後は主に集荷作業を行っている。
- (3) 午前11時10分頃に被災者Bは、独自の判断でタイヤ、チェーン等の鉄クズをロールボックスパレットに載せ、プラットホームからゴミ捨て場までフォークリフト（1.5tカウンターバランス）にカーゴ台車を載せて運搬した。鉄クズ等を捨てた後、空になったロールボックスパレットをフォークリフトでプラットフォームに戻した。
- (4) 午前11時20分頃に被災者Bは、フォークリフトを所定の置き場所に戻すため（推定）前進し、右折しようとしてハンドルを右に切ったとき、フォークリフトが横転し、被災者Bはフォークリフトから投げ出されて全身を舗装路面に強打した。
- (5) フォークリフトが走った路面は舗装されており、特に凹凸はなく平坦であった。フォークリフトが横転したのは、スピードの出し過ぎと急ハンドルによるものと推定される。
なお、フォークリフト左後輪のスリップ跡（1.9m）と後輪タイヤのキズなどから判断して、急ブレーキ、急ハンドルの他相当なスピードを出していたものと推定される。
- (6) 災害発生当日の大掃除の中で、フォークリフトを使用することは予定されていなかった。従って、被災者にフォークリフトの運転を指示した者はなく、また、ホーム所属の作業員も被災者Bがフォークリフトを運転していたことは知らなかった。
- (7) 被災者Bがフォークリフトを運転しているのを見た者は、被災者Bがフォークリフトで運んだゴミを受け取った別のメンテナンス会社の清掃者2～3名だけであった。フォークリフトの運転は、被災者Bが単独で判断して行ったものである。

6. 災害発生原因

- (1) 無資格者の被災者Bがフォークリフトを運転したこと。
- (2) 被災者Bがフォークリフトのスピードを出し過ぎ、急ブレーキ、急ハンドルで右折したこと。
- (3) フォークリフトのキー保管の管理が不十分であったため、被災者Bがキーを持ち出せたこと。

7. 災害防止対策

- (1) 作業者に対する安全教育を充実させ、無資格者の就業を防止すること。
- (2) 作業計画を作成し、それを作業場に提示する等により作業者に周知徹底すること。また、作業計画には運行経路、作業方法、制限速度等を定めること。
- (3) キーの保管場所には鍵をかける等の方法により、関係者以外の者がキーを持ち出さないように管理すること。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ・ 第61条（就業制限）

事業者は、政令で定める業務については、都道府県の労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

＝労働安全衛生法施行令＝

- ・ 第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

11 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

